

令和 7 年度

広域基盤整備計画調査

利根川中上流・荒川地域広域基盤整備計画作成
その 2 業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第1章 総 則 (適用範囲) 第1－1条	令和7年度 広域基盤整備計画調査 利根川中上流・荒川地域広域基盤整備計画作成 その2業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「調査・測量・設計業務 共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び 追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
(目 的) 第1－2条	本業務は、利根川中上流・荒川地域における農業の振興と基幹的農業水利施設の整備・更新の 円滑な実施を図るため、広域基盤整備計画作成の一環として、下記国営事業により造成さ れた農業水利施設について、長寿命化に配慮した更新整備計画の作成等を行うもので ある。
(対 象) 第1－3条	① 国営渡良瀬川沿岸土地改良事業 ⑨ 国営埼玉北部土地改良事業 ② 渡良瀬川中央総合農地防災事業 ⑩ 国営神流川沿岸土地改良事業 ③ 国営鐺川土地改良事業 ⑪ 国営利根中央土地改良事業 ④ 国営赤城西麓土地改良事業 ⑫ 国営利根中央土地改良施設整備事業 ⑤ 赤城西麓国営施設応急対策事業 ⑬ 国営栃木南部土地改良事業 ⑥ 国営荒川中部土地改良事業 (S34～S41) ⑦ 国営荒川中部土地改良事業 (H26～) ⑧ 国営大里総合農地防災事業 本業務において対象とする地区は、①国営渡良瀬川沿岸土地改良事業、②渡良瀬 川中央総合農地防災事業、⑩国営神流川沿岸土地改良事業 (⑨国営埼玉北部土地改 良事業) (栃木県足利市、群馬県桐生市外4市4町、埼玉県本庄市外1市3町)で、 別添施行位置図に示すとおりである。 ただし、①国営渡良瀬川沿岸土地改良事業については、国営土地改良事業地区調 査等の成果を使用して更新整備計画を作成することとする。
(一般事項) 第1－4条	業務請負契約書及び設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりとす る。 (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進 捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (3) 作業実施のための現地立会等は、共通仕様書第1－16条によるが、土地の 踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するもの とする。 (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提 出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
(管理技術者) 第1－5条	管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士 以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

項 目	内 容																
(照査技術者) 第 1－6 条 (担当技術者) 第 1－7 条 (配置技術者の確認) 第 1－8 条	<table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業-農業土木 農業-農業農村工学</td></tr><tr><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)</td><td>農業土木</td><td></td></tr><tr><td>博士</td><td colspan="2">当該業務に関連する技術部門</td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学	農 業	農業土木、農業農村工学	シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木		博士	当該業務に関連する技術部門			
	資 格	技術部門	選択科目														
	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学														
		農 業	農業土木、農業農村工学														
	シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木															
	博士	当該業務に関連する技術部門															
	(1) 照査技術者は、共通仕様書第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。																
	<table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)</td><td>農業土木</td><td></td></tr><tr><td>博士</td><td colspan="2">当該業務に関連する技術部門</td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農 業	農業土木、農業農村工学	シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木		博士	当該業務に関連する技術部門			
	資 格	技術部門	選択科目														
	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学														
農 業		農業土木、農業農村工学															
シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木																
博士	当該業務に関連する技術部門																
(2) 共通仕様書第 1－7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。 1) 業務計画作成時 2) 地域の現状分析の整理段階 3) 機能診断調査計画作成段階 4) 長寿命化に配慮した更新整備計画策定段階 5) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合																	
(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。																	
担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。																	
共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。																	

項 目	内 容																																																						
(保険加入) 第 1－9 条	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																																																						
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2－1 条	設計の基本的事項に関しては、下記を優先して適用する。 下記以外の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>発行所</th><th>制定年月</th></tr><tr><td>土地改良事業計画設計基準 設計 頭首工</td><td>(公社)農業農村工学会</td><td>R06. 03</td></tr><tr><td>〃 水路工</td><td>〃</td><td>H26. 03</td></tr><tr><td>〃 水路トンネル</td><td>〃</td><td>H26. 07</td></tr><tr><td>〃 パイプライン</td><td>〃</td><td>R03. 06</td></tr><tr><td>〃 ポンプ場</td><td>〃</td><td>H30. 05</td></tr><tr><td>土地改良事業設計指針「耐震設計」</td><td>〃</td><td>H27. 05</td></tr><tr><td>農業水利施設の機能保全の手引き</td><td>農林水産省農村振興局</td><td>R05. 04</td></tr><tr><td>〃 頭首工</td><td>〃</td><td>H28. 08</td></tr><tr><td>〃 パイプライン</td><td>〃</td><td>H28. 08</td></tr><tr><td>〃 開水路</td><td>〃</td><td>H28. 08</td></tr><tr><td>〃 水路トンネル</td><td>〃</td><td>H28. 08</td></tr><tr><td>〃 頭首工 (ゲート設備)</td><td>〃</td><td>H22. 6</td></tr><tr><td>〃 ポンプ場 (ポンプ設備)</td><td>〃</td><td>H25. 4</td></tr><tr><td>〃 除塵設備</td><td>〃</td><td>H25. 4</td></tr><tr><td>〃 電気設備</td><td>〃</td><td>H25. 5</td></tr><tr><td>〃 水管理制御設備</td><td>〃</td><td>H25. 5</td></tr><tr><td>農業水利施設の長寿命化のための手引き</td><td>〃</td><td>H27. 11</td></tr></table> ※農業水利施設の機能保全の手引きは、農林水産省ホームページ(https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/sutomane/index.html)より入手可能。	名 称	発行所	制定年月	土地改良事業計画設計基準 設計 頭首工	(公社)農業農村工学会	R06. 03	〃 水路工	〃	H26. 03	〃 水路トンネル	〃	H26. 07	〃 パイプライン	〃	R03. 06	〃 ポンプ場	〃	H30. 05	土地改良事業設計指針「耐震設計」	〃	H27. 05	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局	R05. 04	〃 頭首工	〃	H28. 08	〃 パイプライン	〃	H28. 08	〃 開水路	〃	H28. 08	〃 水路トンネル	〃	H28. 08	〃 頭首工 (ゲート設備)	〃	H22. 6	〃 ポンプ場 (ポンプ設備)	〃	H25. 4	〃 除塵設備	〃	H25. 4	〃 電気設備	〃	H25. 5	〃 水管理制御設備	〃	H25. 5	農業水利施設の長寿命化のための手引き	〃	H27. 11
名 称	発行所	制定年月																																																					
土地改良事業計画設計基準 設計 頭首工	(公社)農業農村工学会	R06. 03																																																					
〃 水路工	〃	H26. 03																																																					
〃 水路トンネル	〃	H26. 07																																																					
〃 パイプライン	〃	R03. 06																																																					
〃 ポンプ場	〃	H30. 05																																																					
土地改良事業設計指針「耐震設計」	〃	H27. 05																																																					
農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局	R05. 04																																																					
〃 頭首工	〃	H28. 08																																																					
〃 パイプライン	〃	H28. 08																																																					
〃 開水路	〃	H28. 08																																																					
〃 水路トンネル	〃	H28. 08																																																					
〃 頭首工 (ゲート設備)	〃	H22. 6																																																					
〃 ポンプ場 (ポンプ設備)	〃	H25. 4																																																					
〃 除塵設備	〃	H25. 4																																																					
〃 電気設備	〃	H25. 5																																																					
〃 水管理制御設備	〃	H25. 5																																																					
農業水利施設の長寿命化のための手引き	〃	H27. 11																																																					
(設計条件) 第 2－2 条	(1) 対象地区は、特別仕様書第 1－2 条の①②⑨⑩土地改良事業地区とし、これら土地改良事業により造成された施設を対象とする。施設概要の一覧を【別紙 1】に示す。 (2) 【別紙 2-2】、【別紙 2-3】で実施する機能診断の対象施設は、国営神流川沿岸土地改良事業「神流川頭首工」である。																																																						
(作業条件) 第 2－3 条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 機能診断にかかる仮設工については見込んでいないが、現地状況により必要となった場合は監督職員と協議する。																																																						

項 目	内 容																																
(貸与資料等) 第2-4条	(4) 現地調査等で施設内に立ち入る際は、事前に監督職員及び施設管理者等と日程調整を行うものとする。 貸与資料は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与資料</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料供給広域基盤確立対策 広域基盤整備計画書 記載方法 (平成26年3月)</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>平成15年度 広域基盤整備計画調査 利根川中上流・荒川地域最適整備年次計画概定業務 業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>平成21年度 広域基盤整備計画調査 広域基盤整備計画調査利根川中上流・荒川地域施設機能診断業務</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>平成22年度 広域基盤整備計画調査 広域基盤整備計画調査利根川中上流・荒川地域広域基盤整備計画書概 定業務</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>平成23年度 広域基盤整備計画調査 利根川中上流・荒川地域広域基盤整備計画書策定業務</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>平成28年度 広域基盤整備計画調査 更新整備計画案検討業務</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>平成30年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川中央地区邑楽東部第1排水機場施設機能診断業務</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>令和6年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域用水計画(案)検討その他業務</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川沿岸地区邑楽頭首工等耐震照査業務</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>令和6年度 広域基盤整備計画調査 利根川中上流・荒川地域広域基盤整備計画作成その1業務</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>国営神流川沿岸土地改良事業計画書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>国営渡良瀬川沿岸土地改良事業計画書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>国営渡良瀬川中央農地防災事業計画書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>事業誌『未来を灯す神流の清流 技術誌』</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>事業誌『渡良瀬川』</td><td>1式</td></tr> </tbody> </table> また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。 この他、農業水利ストック情報データベースから各施設の機能診断状況、機能保全計画書、施設監視状況をダウンロードし把握するものとする。使用するID及びパスワードは監督職員より配布する。	貸与資料	数量	食料供給広域基盤確立対策 広域基盤整備計画書 記載方法 (平成26年3月)	1式	平成15年度 広域基盤整備計画調査 利根川中上流・荒川地域最適整備年次計画概定業務 業務報告書	1式	平成21年度 広域基盤整備計画調査 広域基盤整備計画調査利根川中上流・荒川地域施設機能診断業務	1式	平成22年度 広域基盤整備計画調査 広域基盤整備計画調査利根川中上流・荒川地域広域基盤整備計画書概 定業務	1式	平成23年度 広域基盤整備計画調査 利根川中上流・荒川地域広域基盤整備計画書策定業務	1式	平成28年度 広域基盤整備計画調査 更新整備計画案検討業務	1式	平成30年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川中央地区邑楽東部第1排水機場施設機能診断業務	1式	令和6年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域用水計画(案)検討その他業務	1式	令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川沿岸地区邑楽頭首工等耐震照査業務	1式	令和6年度 広域基盤整備計画調査 利根川中上流・荒川地域広域基盤整備計画作成その1業務	1式	国営神流川沿岸土地改良事業計画書	1式	国営渡良瀬川沿岸土地改良事業計画書	1式	国営渡良瀬川中央農地防災事業計画書	1式	事業誌『未来を灯す神流の清流 技術誌』	1式	事業誌『渡良瀬川』	1式
貸与資料	数量																																
食料供給広域基盤確立対策 広域基盤整備計画書 記載方法 (平成26年3月)	1式																																
平成15年度 広域基盤整備計画調査 利根川中上流・荒川地域最適整備年次計画概定業務 業務報告書	1式																																
平成21年度 広域基盤整備計画調査 広域基盤整備計画調査利根川中上流・荒川地域施設機能診断業務	1式																																
平成22年度 広域基盤整備計画調査 広域基盤整備計画調査利根川中上流・荒川地域広域基盤整備計画書概 定業務	1式																																
平成23年度 広域基盤整備計画調査 利根川中上流・荒川地域広域基盤整備計画書策定業務	1式																																
平成28年度 広域基盤整備計画調査 更新整備計画案検討業務	1式																																
平成30年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川中央地区邑楽東部第1排水機場施設機能診断業務	1式																																
令和6年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域用水計画(案)検討その他業務	1式																																
令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川沿岸地区邑楽頭首工等耐震照査業務	1式																																
令和6年度 広域基盤整備計画調査 利根川中上流・荒川地域広域基盤整備計画作成その1業務	1式																																
国営神流川沿岸土地改良事業計画書	1式																																
国営渡良瀬川沿岸土地改良事業計画書	1式																																
国営渡良瀬川中央農地防災事業計画書	1式																																
事業誌『未来を灯す神流の清流 技術誌』	1式																																
事業誌『渡良瀬川』	1式																																
(貸与資料の取扱い) 第2-5条	第2-4条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。																																

項 目	内 容						
(関連業務) 第 2－6 条	(2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 (3) 貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。 (4) 全ての貸与資料について、複製、持ち出しをしてはならない。業務の遂行上これらの行為が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。 (5) その他、資料の貸与が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>業務実施期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務</td><td>R7.5.20～ R8.3.12</td></tr> <tr> <td>令和 7 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川沿岸地区邑楽頭首工付帯施設等耐震照査その他業務</td><td>R7.8～R8.3</td></tr> </tbody> </table>	名 称	業務実施期間	令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務	R7.5.20～ R8.3.12	令和 7 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川沿岸地区邑楽頭首工付帯施設等耐震照査その他業務	R7.8～R8.3
名 称	業務実施期間						
令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務	R7.5.20～ R8.3.12						
令和 7 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川沿岸地区邑楽頭首工付帯施設等耐震照査その他業務	R7.8～R8.3						
第 3 章 設 計 作 業 内 容 (作業項目及び数量) 第 3－1 条	本業務における作業項目及び数量は、【別紙 2-1】 から【別紙 2-3】 に示すとおりとする。						
(現地作業内容) 第 3－2 条	機能診断にかかる現地調査の詳細は、次のとおりである。なお、詳細数量については【別紙 2-2】、【別紙 2-3】による。また、作業は施設管理者と調整の上で行う。 (1) 現地踏査事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定制を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査（定点調査）を行う調査地点、調査項目 等を選定、検討する。 (2) 現地調査（定点調査）現地調査（定点調査）計画に基づき、近接目視と定量計測を行う。 (3) これらの調査結果は、農業水利ストック情報データベースの登録情報データ外部入出力機能（施設機械の一次診断結果にあたっては一次診断情報入力用 Excel ファイル）を利用して記録するものとし、記録した電子データは成果物に含むものとする。						
(作業の留意点) 第 3－3 条	業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 電算機を使用する場合には、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員へ説明するものとする。 (2) 第 2－1 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料ならびに受注者が有する資料等を適用又は参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (3) 試験試料採取及び破壊検査は構造物への影響が最小限となるよう配慮するとともに、監督職員と詳細な位置について打合せのうえ決定するものとする。 なお、採取後は、既存施設の機能を損なわないよう無収縮モルタル等により復旧						

項 目	内 容
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3－4条	を行うものとする。 (4) 現地調査において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。 (5) 現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。 (6) 農業水利ストック情報データの作成は、機能診断情報記入用 Excel ファイルによる入力のほか、登録情報データ外部入出力機能等を適宜使用することを基本とするが、作業方法、内容等について監督職員と十分協議を行った上作業を行うものとする。 なお、作成した電子データは成果物に含むものとする。 (7) 機能保全対策シナリオの検討にあたっては、最新の新素材、新工法などの技術情報の収集に努めた上で、比較検討を行う。新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）、農業水利施設保全補修ガイドブック2024（（一社）農業土木事業協会発行）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 https://www.nn-techinfo.jp を参照。 ・農業水利施設保全補修ガイドブック2024については、 https://www.jagree.or.jp/publication/books/no9/ を参照。 ・新技術情報システム（NETIS）https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS を参照。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

項 目	内 容
(技術提案の履行) 第3－5条 第4章 打合せ (打合せ) 第4－1条 第5章 成果物 (成果物) 第5－1条	3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時に URL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、機能診断作業に係る費用は直接経費に含まれ、機能診断現地調査作業に係る費用は間接調査費に含まれる。 技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第1－11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。 また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手段階 第2回 中間打合せ(地域の現状分析の整理段階) 第3回 中間打合せ(機能診断調査計画作成段階) 第4回 中間打合せ(長寿命化に配慮した更新整備計画策定段階) 最終回 成果とりまとめ段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。 本業務は電子納品対象業務とする。 (1) 成果物を共通仕様書第1章1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1) 成果物の電子媒体(CD-RもしくはDVD-R) 正/副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-RもしくはDVD-R)により別途1部を提出するものとする。 2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 3) 要約版 1部

項 目	内 容
(成果物の提出先) 第 5 - 2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸 4 7 1 - 6 5 関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6 - 1 条	業務請負契約書第 1 7 条から第 2 0 条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。 (1) 第 2 - 3 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 3 - 1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第 4 - 1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 5 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) 旅費交通費における宿泊費が確定した場合 (8) 現地調査時の状況確認の結果、調査項目の追加が生じた場合。 (9) 仮設工や交通整理員の必要が生じた場合。 (10) その他、重要な変更が生じた場合。
第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7 - 1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり、疑義を生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

地区名	国造施設名	DB施設番号	概要	備考
渡良瀬川沿岸	大間々頭首工	0310100020001	トンネルタイプ 自然取水方式 【土木施設】 取水工：B2.7m×H1.0m L=9.73m 取水トンネル：標準馬蹄形 2r=1.8m L=43.509m 導水鋼管：φ1600 L=16.5m 排砂トンネル：標準馬蹄形 r=1.8m L=59.605m 静水池：r=1.8m L=12.0m バルブ室：W7.8m×H7.5m L=11.0m 管利用立坑：円形立坑 2r=5.0m H=32.0m 【機器設備】 導水管：φ1600 L=14.7m 取水管：φ1000 L=7.356m 制水弁：バラフライ弁φ1600 1門 バラフライ弁φ1000 1門 制水ゲート：スライドゲートB1.2m×H1.2m	
	岡登幹線水路	0310100020002	管水路：PC管、RC管、SP管	
	藪塚畑かん幹線用水路	0310100020003	開水路：鉄筋コンクリート3面舗装矩形水路 管水路：RC管 コンクリート甲蓋	
	太田頭首工	0310100020004	コンクリート重力式フローティングタイプ 【土木施設】 堰 長：134m 【施設機械】 土砂吐：純径間20.0m×扉高3.15m シェル構造フラップ付ローゲート 1門 洪水吐：純径間35.0m×扉高2.35m シェル製ローゲート 3門 取水工：B2.85m×H2.0m 鋼製スライドゲート 2門	
	太田幹線用水路	0310100020005	開水路：鉄筋コンクリート3面舗装矩形水路 暗水路：鉄筋コンクリート函形舗装水路	
	矢場幹線用水路	0310100020006	管水路：PC管 開水路：鉄筋コンクリート3面舗装矩形水路	
	三栗谷導水路	0310100020007	開水路：鉄筋コンクリート3面 管水路：PC管	
	新田堀幹線用水路	0310100020008	開水路：鉄筋コンクリート3面舗装矩形水路	
	大谷幹線用水路	0310100020009	開水路：鉄筋コンクリート3面舗装矩形水路 鉄筋コンクリート3面舗装水路 コンクリートブロック積水路 石積水路	
	長堀幹線用水路	0310100020010	管水路：PC管 開水路：鉄筋コンクリート3面	
	邑楽頭首工	0310100020011	コンクリート重力式フローティングタイプ 【土木施設】 堰 長：132m 【施設機械】 土砂吐：純径間40.0m×扉高4.3m シェル構造フラップ付ローゲート1門 洪水吐：純径間40.0m×扉高4.3m シェル製ローゲート2門 取水工：B3.0m×H2.0m 鋼製ローゲート2門	
	邑楽東部幹線用水路	0310100020012	開渠：鉄筋コンクリート3面	
	長堀放水路	0310100020013	鉄筋コンクリート函形舗装水路	長堀幹線水路の付帯施設
	矢田堀放水路	0310100020014	暗渠：鉄筋コンクリート函形	大谷幹線水路の付帯施設
	矢場川放水路	0310100020015	柵渠：用水型柵渠1400×900	太田幹線水路の付帯施設
	大間々頭首工水管理施設	0310100020016		
	太田頭首工水管理施設	0310100020017		
	邑楽頭首工水管理施設	0310100020018		
	鹿の川沼調整池		貯水量：V=50,000m ³	
	岡登放水路		管水路：PC管、RC管	
	藪塚畑かん放水路		暗渠：ヒューム管	
	太田放水路		開渠：鉄筋コンクリート3面舗装矩形水路	
	三栗谷放水路		サイホン：鉄筋コンクリート	

地区名	国造施設名	DB施設番号	概要	備 考
渡良瀬川中央	邑楽東部第1排水機場	0310100080015	鉄骨構造3階建 床面積567.39㎡ 立軸斜流ポンプ φ2000mm 2台 吸水槽：B=13.4m H=7.1m～11.3m L=23.1m 吐水槽：B=13.4m H=5.1m L=8.3m 取付水路：鉄筋コンクリートBOX B=4.0m H=3.3m L=25.5m	
	長堀支線直接排水路	0310100080001	総延長 L=4,817.841m 開水路 大型フリューム B=1.7m～3.0m H=1.5m～2.1m 暗渠 BOX B=1.2m～3.0m H=0.8m～2.3m 沈砂池 一式	
	長堀六千石遊水池	0310100080001	貯水量：V=55,700m³ 流入工：鉄筋コンクリート構造 L=26.0m 放流工：FRPM管 φ800mm スルースゲート φ800mm 1門	長堀支線直接排水路の付帯施設
	長堀支川排水路	0310100080002	総延長 L=2,475.654m 開水路 L=2,056.230m L型 B=2.3m～4.0m H=1.6m～1.8m 暗渠 L=361.728m BOX B=2.3m～4.0m H=1.6m～1.8m 放流工、分水工等一式	
	庚申堀排水路	0310100080003	総延長 L=2,324.794m 開水路 L=988.867m 大型フリューム B=1.3m～2.2m H=1.0m～1.6m 暗渠 L=372.375m BOX B=1.3m～2.2m H=0.9m～2.2m 管水路 L=919.313m HP管 φ1500mm、合成鋼管 φ1500mm ヒューム管 φ1350mm 調整施設 一式	
	鶴巻川排水路	0310100080004	総延長 L=1,025.133m 開水路 L=941.669m L型 B=4.2m～4.65m H=1.0m～1.6m 暗渠 L=83.464m BOX B=4.0m～4.2m H=1.4m～1.5m 調整施設、分水工 一式	
	大谷幹線遊水池	0310100080005	貯水量：V=81,111m³ 放流工：FRPM管 φ800mm スクリーン B2.6m×H3.65m 1基 スクリーン B2.0m×H3.65m 1基	大谷幹線水路の付帯施設
	矢場幹線用水路	0310100080006	総延長 L=1,846.239m 暗渠 L=52.000m BOX B=2.8m H=2.0m～2.4m 流入工、放流工、嵩上げ工等 一式	
	矢場幹線遊水池	0310100080006	貯水量：V=6,400m³ 流入工：鉄筋コンクリート構造 L=37.5m 放流工：鉄筋コンクリート構造 一式	矢場幹線用水路の付帯施設
	菰川排水路	0310100080007	総延長 L=1,947.400m コンクリートブロック積 流入工、護岸工等 一式	
	菰川遊水池	0310100080007	貯水量：V=97,000m³ 流入工：鉄筋コンクリート構造 L=87.0m 放流工：HP管 φ800mm	菰川排水路の付帯施設
	岡登放水工	0310100080008	転倒ゲート B1.7m×H0.8m スライドゲート B1.7m×H1.65m	
	神の前・神明堀遊水池	0310100080009	貯水量：V=65,500m³ 流入工：（神の前）鉄筋コンクリート構造 L=36.0m （神明堀）鉄筋コンクリート構造 L=35.0m 放流工：PC管 φ800mm 貯水量：V=28,900m³ 流入工：鉄筋コンクリート構造 L=9.04m 調整施設：電動スライドゲート B=2.0m×H=1.3m	神明堀・神の前用水路の付帯施設
	常光寺遊水池	0310100080010	貯水量：V=38,200m³ 流入工：鉄筋コンクリート構造 L=138.0m 放流工：HP管 φ800mm スルースゲート B0.6m×H0.6m 1門 スルースゲート B1.0m×H1.0m 1門 鋼管 φ100mm フラップゲート φ100mm	常光寺用水路の付帯施設

地区名	国造施設名	DB施設番号	概要	備 考
渡良瀬川中央	廃川堀連絡水路	0310100080011	総延長 L=123.474m 開水路 L=63.964m B=1.7m H=2.4m 暗渠 L=59.510m B=1.7m H=1.5m 調整施設 鋼製スライドゲート B1.7m H1.5m 1門	
	廃川堀排水路	0310100080012	総延長 L=3,874.902m 開水路 B=3.3m~4.2m H=1.2m~2.2m 暗渠 BOX B=3.3m~4.2m H=1.8m~2.2m 調整施設 電動スライドゲート 一式	
	早川田遊水地	0310100080013	貯水量：V=59,600m ³ 流入工：鉄筋コンクリート構造 一式 スクリーン B2.0m×H3.3m	仲伊谷田承水溝の付帯施設
	仲伊谷田承水溝遊水地	0310100080013	貯水量：V=80,000m ³ 流入工：鉄筋コンクリート構造 L=10.0m B=3.5m×H2.4m L=4.68m 放流工：スクリーン B2.6m×H2.85m 1基	仲伊谷田承水溝の付帯施設
	大箇野幹線遊水地	0310100080014	貯水量：V=15,000m ³ 流入工：鉄筋コンクリート構造 L=2.0m B=2.0m×H1.3m L=4.8m 放流工：鋼製スライドゲート B2.0m×H1.3m 1門 スクリーン B2.6m×H2.85m 1基	大箇野幹線水路の付帯施設
	水管理施設	0310100080016		
	常光寺（第2）遊水地	0310100080020	貯水量：V=25,000m ³ 流入工：鉄筋コンクリート構造 L=46.0m 放流工：HP管φ800mm	大黒堀の付帯施設
神流川沿岸（埼玉北部）	神流川頭首工	0311100010001	フィックスドタイプ（複合堰） 【土木施設】 堰 長：95.3m 護岸工：左岸側 L=48.54m 右岸側 L=42.24m 護床工：4,900m ² 魚 道：B=6.0m L=110.0m 【施設機械】 土砂吐：純径間13.6m×扉高2.9m 鋼製鉄桁構造越流型ローゲート 1門 取水口： （第1取水門）純径間1.65m×扉高1.70m 鋼製鉄桁構造スライドゲート 4門 （第2取水門）純径間2.30m×扉高1.70m 鋼製鉄桁構造スライドゲート 4門 管理所、水管理施設 1式	
	旧神流川幹線水路	0311100014100	総延長 1,481.12m 導水トンネル L=207.20m コンクリート巻立 3Rホロ型 r=1.250m 沈砂池 L=149.98m B=22.00m 開 渠 L=1,109.94m 無筋コンクリート三面舗装矩形水路 B=7.30m H=0.90m 除塵機、水管理施設、分水工等 一式	
	上里幹線水路	0311100014400	総延長 16,796.02m 開 渠 L=219.70m 無筋コンクリート三面舗装水路 B=2.35m H=1.40m 管 渠 L=16,575.31m PC管 φ1100mm~φ1650mm FRPM管 φ1650mm 調圧水槽、分水工等 一式	
	新神流川幹線水路	0311100045000	総延長 L=2,832.37m 導水トンネル L=337.36m コンクリート巻立標準馬てい形水路 2R=2.20m 開 渠 L=2,191.30m 鉄筋コンクリート三面舗装水路 B=5.00m~3.00m H=1.4m~1.9m 暗 渠 L=145.90m 鉄筋コンクリート函形舗装水路 B=3.00m H=1.75m サイホン L=157.81m 鉄筋コンクリート三面舗装矩形水路 （1号サイホン） L=35.40m B=2.10m~1.30m H=1.25m~1.33m （2号サイホン） L=32.0m B=2.10m~2.95m H=1.25m （3号サイホン） L=90.41m B=2.10m~1.58m H=1.25m~2.34m 分水工、土水吐等 一式	

地区名	国造施設名	DB施設番号	概要	備 考
神流川沿岸 (埼玉北部)	児玉幹線水路	0311100014700	総延長 L=7,828.47m 開 渠 L=2,845.22m 鉄筋コンクリート三面舗装水路 B=2.10m~1.40m H=1.40m~1.25m 暗 渠 L=3,646.04m 鉄筋コンクリート函形舗装水路 B=2.10m~1.40m H=1.40m~1.25m トンネル L=1,420.72m コンクリート巻立 3Rホロ形 r=750mm サイホン L=291.49m 鉄筋コンクリート函型舗装水路 B=2.10m~1.30m H=1.25m~1.33m 分土工、余水吐等 一式	
	水管理施設	0310100080017	中央処理装置、監視操作卓、表示記録端末装置、 データ処理装置、大型表示装置、TM/TC親局、 TM/TC 一式	
	羽根倉揚水機場	0311100043000	軽量鉄骨造1階 床面積 69.16㎡ 渦巻斜流水中モーターポンプ φ300mm 2台 取水口：鋼製スライドゲート 1.9m×1.05m 1門 導水路：鉄筋コンクリート W2300mm×H1740mm 吸水槽：鉄筋コンクリート W4800mm×H3350mm	
	羽根倉付帯（2号）機場	0311100043001	軽量鉄骨造1階 床面積 43.31㎡ 横軸片吸込渦巻ポンプ φ150mm 2台	
	羽根倉幹線水路	0311100044300	総延長 L=3,924.84m 管水路 VU管 φ250mm~φ600mm FRPM管 φ700mm VM管 φ500mm	
	新児玉幹線水路	0311100044800	総延長 L=9,842.00m 暗 渠 FRPM管 φ900mm~1350mm タイル管 φ1000mm VM管 φ500mm 分土工等 一式	

【別紙2-1】設計作業項目内訳表

作業項目【業務】	作業内容【業務】	【参考】広域基盤整備計画書におけるとりまとめ様式		数量
		計画書	資料編	
1. 業務準備	貸与資料の内容を把握・整理するとともに、業務に必要な各種資料の収集を行い、業務実施計画を作成する。	—	—	1 式
2. 現地調査	対象施設の状況を把握するため、現地調査を行う。	—	—	
2-1. 渡良瀬川中央地区	対象施設は、別紙1のとおり。そのうち、以下の施設を代表施設とする。 【代表施設】 邑楽東部第1排水機場、大谷幹線遊水地、矢場幹線遊水地、菰川遊水地、神の前・神明堀遊水地、常光寺遊水池、早川田遊水地、仲伊谷田承水溝遊水地、大箇野幹線遊水地、長堀支線直接排水路、廃川堀連絡水路、水管理施設	—	—	1 式
2-2. 神流川沿岸地区	対象施設は、別紙1のとおり。そのうち、以下の施設を代表施設とする。 【代表施設】 神流川頭首工、旧神流川幹線水路、新神流川幹線水路、羽根倉幹線水路、上里幹線水路、大御堂幹線水路、児玉幹線水路、新児玉幹線水路、水管理施設	—	—	1 式
3. 地域の現状分析		様式 1		
3-1. 地区概要調査	貸与資料により、対象3地区の国営及び県営事業における概要(地区名、事業種、事業主体、関係市町村、受益面積)、主要施設(箇所数、延長)及び事業工期について把握する。	様式1-1		1 式
3-2. 施設管理状況調査	対象3地区における施設別維持管理状況に関し、貸与資料及び現地調査の結果から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について把握し、課題、問題点を把握・整理する。 なお、課題・問題点把握のため、施設機能診断が必要と判断される場合は、施設毎にその対象範囲を取り纏めのうえ、提案するものとする。 なお、渡良瀬川沿岸地区については、現在実施中の国営土地改良事業地区調査の資料から把握する。	様式1-3	様式1-3-1 様式1-3-2 様式1-3-3	1 式
4. 長寿命化に配慮した更新整備計画の策定		様式 2		
4-1. 農業水利施設概要調査	過年度の施設機能診断結果や対策工事の実施状況等をもとに、対象3地区内の国営造成施設等について、施設名、施設規模、完成年度、耐用年数、残存耐用年数等について把握・整理する。 なお、渡良瀬川沿岸地区については、現在実施中の国営土地改良事業地区調査の資料から把握する。		様式2-1-1 様式2-1-2 様式2-1-3	1 式
4-2. 施設機能診断調査	別紙1に示す対象施設のうち、渡良瀬川中央地区、神流川沿岸地区(神流川頭首工を除く)の施設について、前回機能診断結果を踏まえ、現地踏査による簡易な施設機能診断を実施し、施設の老朽度、機能低下状況を把握する。 また、施設機能低下の要因、管理・操作上の課題を整理する。			1 式
4-3. 施設別改修費用の概定	現時点での施設の老朽度・機能低下状況をもとに、過年度の機能診断結果・耐震照査結果を反映し、施設別の改修内容、改修費用、改修予定時期等について整理する。	様式2-1 様式2-2 様式2-3 構想図面		1 式
4-4. 整備年次計画(案)の概定	平成23年度及び平成28年度時点の更新整備計画をもとに、過年度業務で整理した施設別の改修内容、改修費用、改修予定時期を反映し、長寿命化に配慮した更新整備計画の概要、更新整備計画、更新整備構想等について整理する。			1 式
5. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	—	—	1 式
6. 点検取りまとめ	各作業項目について点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	—	—	1 式

【別紙 2-2】機能診断作業項目内訳表（土木施設）

作業項目【業務】	作業内容【業務】	数量
I. 土木施設		
1. 施設機能の検討	設計作業の資料調査及び問診調査を基に、安全性、水利的な機能及び環境面からの要求機能について整理し、診断の重点を設定するほか、要求機能を満足するための要求性能を設定する。	1 施設
2. 施設の重要度評価	事前調査及び現地踏査結果を基に、施設の重要度を評価する。 ※評価にあたっては、造成時と現況の土地利用の変化に留意する。	1 施設
3. 性能低下要因の推定	事前調査及び現地踏査結果を基に、性能低下の推定を行う。	1 施設
4. 現地調査（定点調査）計画の作成	事前調査、現地調査及び施設の重要度等を勘案し、現地調査（定点調査）の範囲・調査地点の密度及び調査手法を設定する。	1 施設
5. 現地踏査・現地調査		
5-1. 現地踏査	事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査（定点調査）を行う調査地点、調査項目等を選定、検討する。	1 施設
5-2. 近接目視	現地踏査により決定した調査地点において、目視や簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握（ひび割れ・欠損・変形等計測、周辺観察等を含む）するとともに、スケッチを作成する。	500 m ²
5-3. コンクリート強度推定調査	リバウンドハンマーによりコンクリート表面を打撃し、反発度を測定することで強度を推定する。	6 箇所
5-4. 中性化深さ調査（ドリル法）	コンクリートドリルにより削孔し、その削粉を用いて中性化深さを測定する。（NDIS 3419）	6 箇所
6. 健全度評価	調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。	1 式
7. 性能低下予測	性能低下要因推定結果、健全度判定結果等を踏まえ、現況施設の性能判定を行うとともに、性能管理指標を選定し、現地条件に適合する性能低下予測手法により、性能低下予測を行う。	1 式
8. 管理水準の設定	性能低下予測の結果を基に、構造の安全率、施設の重要度及び経済性を踏まえ、各施設の管理水準を設定する。	1 式
9. 機能保全対策の検討	施設別に現地状況に適合する対策工法を複数選定し、選定された対策工法・実施時期・実施範囲を組み合わせて対策シナリオを複数作成する。	1 式
10. 機能保全コストの算定	対策シナリオ毎に機能保全コストを算定し、選定された対策工法・実施時期・実施範囲を組み合わせて対策シナリオを複数作成する。	1 式
11. 機能保全計画の策定	機能保全コストを最小とすることを基本とした上で、施設重要度を踏まえたリスクや、環境との調和、維持管理の容易さ等、多様な側面をも総合的に検討し、機能保全計画を策定する。なお、状況監視等を継続する必要があると認められる施設については、経年変化状況把握などのための施設監視計画を作成する。	1 式
12. 農業水利ストック情報データの入力及び登録	上記の作業において作成した資料により農業水利ストック情報データベースの入力及び登録を行う。	1 式

【別紙 2-3】機能診断作業項目内訳表（施設機械）

作業項目【業務】	作業内容【業務】	数量
Ⅱ. 施設機械		
1. 現地踏査・現地調査		
1-1. 現地踏査	現地調査の実施手順をけているために、事前調査で得られた情報をもとに設備を踏査することで、劣化箇所の位置や劣化内容、程度など、必要な事項について概略を把握し、現地調査箇所や調査項目、調査方法を決定する	1 施設
1-2. 現地調査（概略診断調査）（ゲート設備）	事前調査、現地踏査により得られた情報をもとに、目視、触覚、聴覚等人間の五感による判断と付属計器類の指示値、簡易計測器の測定値、日常・定期点検記録や整備・補修記録及び操作記録等から設備の状態、機能を確認する。	1 施設
2. 機能診断評価（健全度評価）	概略診断調査の結果により、部位毎及び設備全体の健全度評価を行い、詳細診断調査の必要性を判断する。	1 施設
3. 機能保全対策の検討		
3-1. 性能低下予測	設備を構成する装置・部位毎に対策が必要となる時期や方法を比較検討するとともに、設備全体としての対策実施の要否、その時期を明らかにすることを目的として実施する。劣化特性や劣化予測の把握の可否を十分に踏まえて将来予測（余寿命予測）を行う。	1 式
3-2. 機能保全対策の検討	機能診断評価結果を踏まえ、当面必要となる機能保全対策を検討する。劣化傾向等を予測し、将来的な劣化対策を検討する。	1 式
3-3. 対策実施シナリオの作成	今後必要となる対策の時期、内容等を予測して、機能保全コストを算出するために対策範囲・工法とその実施時期の組合せを検討する。	1 式
3-4. 機能保全コストの算定	各種診断結果による機能保全コストとして、①当面の整備にかかる費用、②今後の更新等に必要となる費用（想定）、③定期点検に必要な費用を合算し算定する。	1 式
3-5. 機能保全計画（案）の策定	施設機能の維持、対策実施の合理性、設備重要度との適合性、維持管理の容易さ等を総合的に勘案し機能保全計画を策定する。	1 式
4. 農業水利ストック情報データの入力及び登録	上記の作業において作成した資料により農業水利ストック情報データベースの入力及び登録を行う。	1 式